

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		平成 23 年 9 月 27 日					
京都市南区上鳥羽鉾立町1番地1		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 任天堂株式会社 代表取締役社長 岩田 聡 電話 075-662-9600					
主たる業種	家庭用レジャー機器の製造販売						
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則 第1条第1項第1号 第1条第1項第2号又は第3号 第1条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	主要エネルギーである電力使用量の削減、廃棄物の発生抑制と再資源化の推進、CO ₂ 排出量削減に向けた省エネ活動の推進						
計画を推進するための体制	上記基本方針に基づき、総務部において省エネ推進に係る計画の策定・進捗状況の把握に努める。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,441.0 トン	3,337.8 トン	3,237.6 トン	3,140.5 トン	-5.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,464.5 トン	3,337.8 トン	3,237.6 トン	3,140.5 トン	-6.5 パーセント	
目標の根拠		事業所等の増減の予定はないことから、現在の使用機器の省エネルギー化を進めることで、CO ₂ 排出量を削減する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (総労働時間×1/10000)	9.15	8.88	8.61	8.35	-6.16 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		各事業所ともに、総労働時間を原単位に、3%以上の改善を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		94.0 パーセント	115.0 パーセント	115.0 パーセント	115.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	空調機の設定温度を推奨値より1~2度高(低)に設定し節電					
	(24)年度	LED照明の採用検討と実施					
	(25)年度	ビル管理システム(BEMS)の運用改善検討と実施					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自動車通勤を原則禁止している					
	上記の措置を採用する理由	省エネ及び事故防止のため					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。